

指定居宅介護支援事業所「三芳ケアステーション」運営規程

（事業の目的）

- 第1条 医療法人光洋会が設置する指定居宅介護支援事業者が行う事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、介護支援専門員が要介護状態にある者等に対し適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の世帯の生活全般の状況を把握し、ニーズに応じた包括的なサービスを提供するため、依頼者の介護サービス計画を策定する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に偏ることのないよう公正、中立に行うものとする。
- 4 人材育成への協力体制を整備し、法定研修の実習受け入れに協力して行く。
- 5 高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤整備の為、利用者同意のもと地域ケア会議等に協力し積極的に情報提供をして行きます。

（事業所の名称等）

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 三芳ケアステーション
- 二 所在地 千葉県南房総市谷向165番地1

（職員の職種、員数、及び職務内容）

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 ソーシャルワーカー（主任介護支援専門員）1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、個々の介護サービス計画を策定する。
- 二 介護支援専門員 2名
介護支援専門員は、個々の介護サービス計画を策定する。利用者35名または、その端数を増すごとに1名を標準とする。

（営業日及び営業時間）

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、管理者が必要と認めた場合は、その限りではない。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法）

- 第6条 介護支援専門員は身分を証する書類を提携し、初回訪問時又は利用者もしくはその家族から求められたときは、これを提示するものとする。
- 2 指定居宅介護支援の提供を求められたときには利用者の被保険者証により被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間を確かめる。

- 3 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 4 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する1ヶ月前には行われるよう必要な援助を行う。
- 5 要介護認定等を受けたものの居宅介護サービス計画の作成を利用者もしくはその家族の意思を尊重して医療保険サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、被保険者の承認を得て総合的、効果的に行い、サービス提供の手続きを行う。
- 6 事業所は、以下のいずれかに該当するような正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。
- (1) 正当な理由とは、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (3) 以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町に通知する。

(指定居宅介護支援事業の内容)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法、内容は以下のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場合は、当事業所相談室又は利用者の希望する場所とする。
- 二 使用する課題分析票の種類は、居宅サービス計画ガイドライン方式とする。
- 三 サービス担当者会議の開催場所は、当事業所相談室又は利用者の希望する場所とする。
- 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度は少なくとも1月に1回訪問し面接を行い結果を記録する。

(利用料等)

第8条 指定居宅支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- | | | |
|---|-----------------------|-------|
| 一 | 事業所からおおむね20km未満 | 400円 |
| 二 | 事業所からおおむね20km以上25km未満 | 500円 |
| 三 | 事業所からおおむね25km以上30km未満 | 600円 |
| 四 | 事業所からおおむね30km以上35km未満 | 700円 |
| 五 | 事業所からおおむね35km以上40km未満 | 800円 |
| 六 | 事業所からおおむね40km以上45km未満 | 900円 |
| 七 | 事業所からおおむね45km以上50km未満 | 1000円 |

3 前2項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、南房総市・館山市・鋸南町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 夜間・休日等の緊急時に対処できるよう事業者職員1名が、携帯電話等にて対応とする。

(その他運営についての留意事項)

第11条

- 一 事業所は、良質なサービスが提供できるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。

- 二 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 三 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人と当該事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(個人情報保護)

- 第12条 事業者は利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(虐待防止策)

第13条 事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対す、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ①事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるように支援を行います。
- ②当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます

管理者 小林 健一

付 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成18年 4月 7日から施行する。
この規程は、平成19年 1月11日から施行する。
この規程は、平成19年 2月 1日から施行する。
この規程は、平成19年10月17日から施行する。
この規程は、平成20年 1月 1日から施行する。
この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成21年 2月16日から施行する。
この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成23年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成24年 4月 9日から施行する。
この規程は、平成24年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 1月11日から施行する。
この規程は、平成25年10月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 7月16日から施行する。
この規程は、令和 6年 3月16日から施行する。
この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する